

ID: 1316

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	認定計画の変更認定		
<b>法令名 根拠条項</b>	中心市街地の活性化に関する法律 第25条第1項		
<b>法令番号</b>	平成10年法律第92号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第25条の規定による。 (認定計画の変更)</p> <p>第25条 計画の認定を受けた者(次条から第31条まで及び第81条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第22条第1項の計画(第28条及び第31条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	20日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日